

ファミリー・サポート・センターこたけ会則

(名称)

第1条 本会は、ファミリー・サポート・センターこたけ（以下「センター」という。）という。

(事務所)

第2条 センターは、事務所を小竹町大字勝野3349番地小竹町福祉課内に置く。

(センターの目的)

第3条 センターは、地域において育児の援助を行いたい者及び援助を受けたい者による会員組織を設立し、地域において会員同士が育児に関する相互援助活動を行うことにより、子育て中の家庭が仕事と育児を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上を推進することを目的とする。

(センターの事業)

第4条 センターは次の事業を行う。

- (1) 会員の募集、登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整
- (3) 会員に対し相互援助に必要な知識を習得するための講習会の開催
- (4) 会員の交流を含め、情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 関係機関等による情報交換及び連携を図るための連絡調整会議の開催
- (6) 援助活動及びセンターに関する広報業務

(会員)

第5条 会員は、センターの目的を理解し、育児の援助を行いたい者又は育児の援助を受けたい者であって、センターの承認を得た者とする。

2 会員は、相互に援助活動を行う。

3 会員は、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等については、プライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、所定の申込書を提出し、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

3 援助を行いたい会員（以下「お助け会員という。」）は、入会に際して、センターの実施する講習を受講しなければならない。

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときには、その旨をセンターに届け出なければならない。

- 2 会員は退会に際し、第6条第2項の規定により発行された会員証を返還するものとする。
- 3 会員が会則に違反した場合、あるいは会員として適格性を欠くとセンターが認めたときは、退会させることができるものとする。
- 4 退会後についても、相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等は、他人に漏らしてはならない。
(アドバイザー)

第8条 センター又は実施団体（小竹町長が適切な事業運営が確保できると認められた者をいう。）にアドバイザーを置く。

- 2 アドバイザーは、次の業務を行う。
 - (1) センターの事業内容の周知、啓発
 - (2) 会員の募集、登録
 - (3) 会員の統括
 - (4) 会員の相互援助の調整
 - (5) 会員に対する講習会及び会員相互の交流会の実施
 - (6) 会員間に生じた問題への助言
 - (7) センターの経理事務等の業務運営
 - (8) 会員に対する広報紙の発行
(相互援助活動の内容)

第9条 会員が相互援助活動として行う援助は、恒常的な又は臨時的なものとする。

- (1) 保育所、幼稚園、こども園（以下「保育施設等」という。）の保育開始前又は終了後の幼児の預かり
 - (2) 保育施設等又は学童保育所までの送迎
 - (3) 小学校放課後又は学童保育終了後の子どもの預かり
 - (4) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり
 - (5) その他援助を受けたい会員（以下「おねがい会員」という。）の育児に関して必要な援助活動
- 2 子どもを預かる場合は、原則としてお助け会員の自宅において行うものとする。ただし、当事者間で合意がある場合はこの限りではない。
(相互援助活動の実施方法)

第10条 おねがい会員は、援助を必要とする場合には、アドバイザーに対して、援助の依頼の申込みをするものとする。

- 2 おねがい会員からの援助の申込みを受けたアドバイザーは、援助の内容、日時等を詳細に確認の上、申込みの内容にふさわしいと認められるお助け会

員に連絡する。

- 3 おねがい会員は、前項による内容以外の援助を求めてはならない。
- 4 お助け会員は、援助活動実施後、活動の記録を記入しなければならない。
- 5 お助け会員は、活動記録をアドバイザーに報告するものとする。

(報酬)

第11条 おねがい会員は、お助け会員に対し、援助終了後に定められた基準に従って利用料金等を支払うものとする。

(保険)

第12条 会員は、ファミリー・サポート・センター補償保険に一括して加入するものとする。

附 則

この会則は、平成29年1月1日から施行する。